



担当課	教職員課・ 教育政策課
担当者	竹内・天野
電話	(073) 435-1196 (073) 435-1135
内線	3122・3102

令和2年7月22日

教育委員会職員の処分について

令和2年7月22日付けで、次のとおり懲戒処分を行ったので公表します。

1 市内出張旅費の不正受給について

<被処分者>

幼稚園 教頭 53歳 女性

<処分内容>

減給 1/10 2か月

<事案の概要>

被処分者は、実際の出張先、出張手段と異なる市内出張命令票及び旅費額計算簿を作成し、園長印を自ら押印することで平成29年4月から令和元年11月までの間、計38回38,380円の市内出張旅費を不正に受給していた。

このような行為は、地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）に違反し、市職員全体の信用を著しく失墜させるものである。

2 その他の処分について

当該職員に対する管理監督責任として、園長を訓告とした。

なお、平成29年度当時の園長については、既に定年退職しているため不問とした。